

松江サークル・コネクション募集要綱

(目的及び設置)

第1条 まちづくりに取り組む次世代の人材や団体を発掘・育成することを目的として「松江サークル・コネクション」を設置し、若者同士の交流や若者団体のネットワーク化を促進するとともに、若者ならではの柔軟かつ斬新な意見やアイディアの集積や情報の共有化を図ることにより、将来のまちづくりを担う自立した若者群の創出と、その主体的な取り組みに繋げるものとする。

(活動内容)

第2条 定期的に会合を開き、次の各号について、参加者間の交流、意見交換を行いながら議論を深める。なお、活動に際しては参加者の主体性を尊重して進めるものとする。

- (1) 団体紹介・活動事例発表
- (2) 行政や民間企業等との情報交換
- (3) スキルアップ研修
- (4) その他、参加者からの提案があったもの

(参加登録の条件等)

第3条 次の各号の者を参加者として登録する。ただし、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号）第5条の2に規定する暴排措置対象者に該当する者の参加及び関与は認めない。年齢は当該年度における4月1日現在の満年齢による。

- (1) 次の要件を満たす団体からの推薦者
 - ① 主たる活動の区域が松江市であること。
 - ② 松江市に在住又は在勤、在学する18歳から40歳までの者が構成人数の8割以上を占めること。
 - (2) 松江のまちづくりに意欲のある者で、松江市に在住又は在勤、在学する18歳から40歳までの者
- 2 参加料は無料とする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する活動を行うものに対しては登録をしないものとする。
- (1) 宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
 - (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）、若しくは公職にある者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
 - (4) 公共の利益を害するおそれのある活動
 - (5) 営利を目的とした活動

(登録期間)

第5条 登録した1年度とする

(登録方法)

第6条 登録を新規に受けようとするものは、団体からの推薦にあつては登録申請書[団体用](様式第1号)、個人にあつては登録申請書[個人用](様式第2号)を提出しなければならない。市長は、規定する登録の要件に適合すると認めたときは、申請者へ登録通知書[団体用](様式第3号)、又は登録申請書[個人用](様式4号)を交付する。

(登録の取消し)

第7条 市長は、登録した者等が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 解散又は活動の休止をしたとき。
- (2) 登録申請に虚偽の事項があつたとき。
- (3) まちづくり活動を著しく逸脱した行為を行ったとき。

(事務局)

第8条 事務局は市民部市民生活相談課に置き、参加者の募集、会合の運営・進行を所掌する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。